

令和6年第5回金沢市農業委員会総会

議 事 録

- 1 日 時 令和6年5月27日（月）午後3時～午後4時
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和6年第5回金沢市農業委員会総会議案書」
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり
(農業委員19名、農地利用最適化推進委員9名、
事務局3名)
- 5 議 事 別紙のとおり

令和6年第5回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠
1	中田 久志	○
2	井口 栄市	○
3	東 穰	○
4	東中 守	○
5	新田 涼子	○
6	山口 範子	○
7	二口 和忠	○

	委員氏名	出欠
8	福井 伸一	○
9	田辺 善郎	○
10	松平 裕喜	○
11	庄田 純一	○
12	下村 繁之	○
13	五坊 隆一	○
14	山川 叔枝	○

	委員氏名	出欠
15	奥村 明義	○
16	北本 久一	○
17	鮎岡 裕	○
18	小林 博紀	○
19	川端 満	○

出席 19名

欠席 名

計 19名

農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠
1	山下 一	○
2	高村 雅一	○
3	山岸 良一	○
4	堀越 一彦	○

	委員氏名	出欠
5	北山 新一	○
6	山村 哲夫	○
7	中村 義昭	○
8	菊知 亮	○

	委員氏名	出欠
9	吉本 尚紀	○

出席 9名

欠席 名

計 9名

農業委員会事務局

	氏名・役職
1	長田事務局長
2	山口事務局次長

	氏名・役職
3	相澤係長

	氏名・役職

別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、令和6年第5回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	(憲章の唱和)
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会 長	(会長挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ19名であります。よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は9名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、山下委員と、高村委員を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞれ農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良くと思われませんがいかがでしょうか。</p>
	(異議なしの声)

会 長	<p>ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。 それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。 川端副会長、議長をお願いします。</p>
川端副会長	<p>円滑な議事の進行に努めたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の議案書をご覧ください。</p> <p>最初に、令和6年第2回及び第4回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>令和6年第2回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告いたします。</p> <p>農地法第4条許可申請1件については、2月28日付けで知事あてに送付し、5月8日付けで許可書が交付されております。</p> <p>続いて、令和6年第4回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告いたします。</p> <p>農地法第3条許可申請8件については、4月25日付けで許可書を交付しております。</p> <p>農地法第5条許可申請2件のうち、番号2については、4月26日付けで知事あてに送付し、5月20日付けで許可書が交付されております。</p> <p>なお、番号1については、現時点では許可書は交付されておられません。</p> <p>非農地証明願3件については、4月25日付けで証明書を交付しております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画については、5月1日付けで公告しております。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>

川端副会長	<p>質問がないようですので、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は1ページです。</p> <p>今回、川北地区、湯涌地区、森本地区から各1件、合計3件の申請がありました。</p> <p>番号1及び番号3は、いずれも経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号2は、新規就農のため、所有権を移転するものです。譲受人は当該地隣接箇所の居住者で、養護施設やフードバンク等への寄付を目的として就農を開始するものです。</p> <p>申請地の現況は田または畑であり、譲受人の耕作状況等についても問題ありません。</p> <p>以上、3件で、面積は合計1,106㎡です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>

	<p>次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は2ページから5ページです。地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、川北地区から1件、小坂地区から1件、合計2件の申請がありました。</p> <p>番号1-1は所有権の移転、番号1-2は使用貸借による権利の設定を伴う分家住宅への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、北陸鉄道浅野川線磯部駅から500m以内であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続して設置される住宅であることから許可相当であると考えます。</p> <p>番号2-1、2-2、2-3、2-4、2-5及び2-6は、賃借権の設定を伴う送電線鉄塔建替えのための資材置場への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、2-1が農用地区域内農地と上下水管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道区域かつ500m以内に三池新町南公園・三池新町西公園の2つの施設があることから第3種農地、2-2及び2-3は、農地の広がり10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあることから第1種農地、2-4は上下水管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道区域かつ500m以内に三池新町北公園・三池新町西公園の2つの施設があることから第3種農地、2-5及び2-6は農用地区域内農地と判断されますが、3年以内の一時転用であり、賃借期間満了までに農地に復元される見込みであることから許可相当であると考えます。</p> <p>以上、2件で、面積は合計15,120㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いたします。</p>

川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入る前に申請案件について現地調査を行っておりますので、五坊委員から調査結果をご報告願います。</p>
五坊委員	<p>5月20日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。</p>
川端副会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、地区担当委員による現地調査について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>地区担当委員の奥村委員には、別途、現地調査を行っていただき、申請書のとおりであることを確認いただいております。</p>
川端副会長	<p>それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおりに許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおりに許可することが相当であると決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は6ページです。</p> <p>利用権貸借について、湯涌地区から1件の申し出がありました。</p>

	<p>賃借権を設定する、契約期間が 10 年の再設定が 1 件で面積は 1,297.00 m²です。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第 3 号は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は 7 ページから 22 ページです。</p> <p>本件は、金沢市から、農用地利用集積等促進計画案について、同法第 19 条第 3 項の規定により、本委員会に意見を求められているものです。</p> <p>川北地区から、賃借権を設定する、契約期間が 9 年 11 か月の新規設定の申し出が 1 件ありました。</p> <p>次に、借受人の変更に関して、潟津地区で 9 件、川北地区で 3 件の申し出がありました。</p> <p>賃借権及び使用貸借による権利の設定後に権利移転する</p>

	<p>もので、転貸予定先及び残存期間は議案書に記載のとおりです。</p> <p>以上、面積は合計 116,407.82 m²です。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定については、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第 4 号は、原案のとおりに決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号及び報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>報告第 1 号及び第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は 23 ページから 28 ページです。</p> <p>届出件数は、第 4 条が 10 件で、面積は合計 4,967.20 m²、第 5 条が 11 件で、面積は合計 3,506.00 m²です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第 3 号 農地法第 18</p>

	<p>条第6項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は29ページから36ページです。</p> <p>届出件数は15件、解約理由は転用目的及び一時転用のため、面積は合計13,957㎡です。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は37ページから39ページです。</p> <p>届出件数は2件で、面積は合計9,691.21㎡、取得事由はいずれも相続で、あっせんの希望はありません。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>報告第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は、40ページから42ページです。</p> <p>権利設定に関して、川北地区及び森本地区の2件があり、</p>

	面積は合計 35,263 m ² です。賃借権を設定する、契約期間が10年のものが1件、使用貸借による権利を設定する契約期間が10年のものが1件です。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。 慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。 それでは、これにて議長を交替いたします。
会 長	川端副会長、どうもありがとうございました。 引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。 小林副会長、議長をお願いします。
小林副会長	委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 それでは、議案第5号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について、上程いたします。 事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第5号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について、ご説明いたします。 本件は、金沢農業振興地域整備計画の変更に当たり、金沢市から本委員会に意見を求められているもので、議案書は、1ページから4ページです。 2ページをご覧ください。今回の変更は、川北地区において、484 m ² を農用地区域から除外することに伴うものです。 なお、農用地区域への編入、用途区分の変更はありません。 3ページの土地の所在及び事業内容と併せて、4ページの案件別の図面をご覧ください。 4ページの番号1は、駐車場に転用する計画のもので、除

	<p>外後の農地区分は第2種農地と判断されますが、既存施設の拡張かつ既存敷地面積の二分の一を超えないことから、転用許可の見込みがあるものと考えます。</p> <p>以上、ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
小林副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第5号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定については、金沢市長あて、異議がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
小林副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおりに決定いたします。</p> <p>以上で、農政部門の案件は終了いたしました。</p> <p>委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>小林副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に基づき、内容説明)</p>
会 長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
会 長	<p>それでは最後に、5月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。</p>
各委員	<p>(各委員から報告)</p>
会 長	<p>ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>

	(質問なし)
会 長	ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	井口会長、ありがとうございました。 それでは、最後に、二口副会長に閉会のご挨拶をお願いいたします。
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	二口副会長、どうもありがとうございました。 委員の皆様には、本日はご苦勞様でした。以上で、散会といたします。